「石川県令和８年８月大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人石川県共同募金会

１　趣旨

令和８年８月２７日の大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、１市３町（羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

２　義援金の名称

「石川県令和８年８月大雨災害義援金」

３　受付期間

令和８年８月３１日（月）から令和９年１月２９日（金）まで

（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

４　義援金の受入れ

（１）指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 36597	ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝｲｼｶﾜｹﾝｷｮｳﾄﾞｳﾎﾞｷﾝｶｲ 社会福祉法人石川県共同募金会 ｲｼｶﾜｹﾝﾚｲﾜﾊﾁﾈﾝﾊﾁｶﾞﾂｵｵｱﾒｻｲｶﾞｲｷﾞｴﾝｷﾝ 石川県令和８年８月大雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00180-8-732072		ｲｼｶﾜｹﾝｷｮｳﾎﾞ 石川県共募 ﾚｲﾜﾊﾁﾈﾝﾊﾁｶﾞﾂｵｵｱﾒｻｲｶﾞｲｷﾞｴﾝｷﾝ 令和８年８月大雨災害義援金

※1　北國銀行各店からの窓口、ＡＴＭ、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2　全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、手数料が免除されます。（ＡＴＭ、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※3　ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4　上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

（２）現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中です。）

（３）本会窓口による受入れ

（場　所）石川県共同募金会事務局（金沢市本多町3-1-10　県社会福祉会館２階）

（受　付）月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までの間（祝日を除く）

5　義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6　義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

・所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
・地方税法第３７条の２第１項第１号及び同法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7　その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8　問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会
〒920-8557　石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館２階
TEL 076（208）5757　FAX 076（222）8900
（a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp）

附則

この要綱は、令和８年９月８日から施行する。